

こども家庭センター機能の強化と実施体制の整備について

1 概要

令和6年度に施行された児童福祉法の一部改正に伴い、これまでの子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）との機能連携を強化し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な切れ目のない支援の充実に努めるため、こども家庭センターの機能及び実施体制を整備する。

2 こども家庭センター機能を強化するための具体的な取組内容

(1) 母子保健と児童福祉の一体的支援

- ・両機能における支援管理システムによる情報共有を行う。
- ・統括支援員等による合同ケース会議を開催する。

(2) サポートプランの作成・更新

- ・地区担当の保健師及び子ども家庭支援員による要支援者等へのサポートプランの作成等を行う。

(3) 地域資源の開拓と活用

- ・地域で気軽に子育てに関する相談ができる「地域子育て相談機関」の整備を行う。

3 実施体制

別紙のとおり

4 実施時期

令和7年4月1日

こども家庭センター機能の実施体制

イメージ図

